

防整整第 1 5 7 2 0 号
2 7 . 1 0 . 1

各地方防衛局長 殿

整備計画局長
(公印省略)

自衛隊施設の借上げに係る実施計画について (通知)

標記について、別紙のとおり通知する。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長

自衛隊の用に供する施設の借上げに係る実施計画について、次の各号に該当する事案にあつては、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６６号）第９条に規定する整備計画局長の指示があつたものとして処理するものとする。

- １ 継続使用施設で賃借料が５千万円以下の施設の借上げ
- ２ 前年度と同単価により賃借料を算定する施設の借上げ
- ３ 建物又は駐車場で賃貸事例により賃借料を算定する施設及び条例等により賃借料を算定する施設の借上げ
- ４ 国家公務員宿舎法（昭和２４年法律第１１７号）第２条第３号に規定する宿舎として国家公務員共済組合連合会の建設したものの使用
- ５ 他省庁の国有財産の使用